（地方的な路線の基準）

第六十七条　道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第九条第一項の規定による運賃等の上限の設定又は変更の認可（事業の許可に伴うものを除く。）　申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が百五十両未満（同一の申請書による申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が互いに接続する場合には、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が百五十両未満）であること。

四・五　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定及び次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する日前に国土交通大臣に対してされた道路運送法施行規則第六十七条第一項第三号に規定する認可の申請であって、同日において認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

○国土交通省令第三十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）	第二十条第一項
通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）	第四十三条第一項
（略）	（略）

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第十八条第一項第一号（船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものの備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第三項、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）	第二十条第一項
（略）	（略）